

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月8日(金)午後3時から午後4時25分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及川正義 委員
3番 金杉勝城 委員	4番 布施陽子 委員
5番 高品文敬 委員	6番 椎名寛 委員
7番 布施行雄 委員	8番 小林須美子 委員
10番 大木武一 委員	11番 鈴木茂 委員
12番 佐藤正剛 委員	14番 安藤幸春 委員
15番 穴澤久男 委員	16番 伊藤栄治 委員
17番 渡邊弘仁 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番 秋山菊次 委員	20番 布施利雄 委員
21番 加瀬安男 委員	22番 並木昭男 委員
23番 鎌形豊 委員	24番 山崎幸治 委員
25番 塚本繁雄 委員	26番 木原正勝 委員
27番 江波戸和男 委員	28番 八木正雄 委員
27番 江波戸和男 委員	28番 八木正雄 委員
29番 石橋誠 委員	

4 欠席農業委員 (2名)

9番 太田憲一 委員	13番 石田利之 委員
------------	-------------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件
その他		

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名
 (市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成31年2月農業委員会定例総会を開会いたします。
 はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
 となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、
 総会は成立しております。
 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
 いたします。
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
 て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
 よって議事録署名委員は、15番穴澤久男委員、17番渡邊弘仁委員を
 指名いたします。
 以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第7次農用地利用集
 積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
 2月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につい
 て、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る2月6日、午後2時より、市民ふれあいセンター第1会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成30年1月31日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第7次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願
いします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明
をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、質
疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第7次農用地利用集
積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番、2番及び6番は、利用権設定に関する件であります。番号3番から5番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号6番は、議案第4号の番号6番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番 番号2番と3番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問
題ないと思われ
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

3番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2番 番号6番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打

ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号6番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画者は、申請地に専用住宅の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、承継者が新たに専用住宅及び物置の建築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、当初事業計画者は、許可後、事情が変わり住宅建築の必要がなくなったそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅及び物置用地として畑409㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場拡張用地として畑322㎡の内18.75㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑902㎡の内354.4㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番と5番の譲受人は同一です。畑3筆計838㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林43.96㎡を合わせた合計881.96㎡の区域を建売分譲住宅2棟用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計1,145㎡の内2.20㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は夫の実家で、夫、子2人と夫の両親と生活していますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に専用住宅と自営業を営む夫の業務用の物置の建築を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

3 番 番号2番について、譲受人は自宅敷地に車1台を駐車しておりますが、自宅前の道路の拡幅工事に伴い、敷地の一部を道路用地として協力することとなったこと、また、近々もう1台分の駐車スペースが必要となることから、自宅に隣接する申請地を既存駐車場の拡張用地として利用するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

15 番 番号3番について、譲受人は妻と子2人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8 番 番号4番と5番の譲受人は同一です。譲受人は不動産業を営んでおりますが、申請地を建売分譲住宅2棟の建設を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2 番 番号6番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。なお、発電設備下部での営農計画が示されていますが、設備のない区域では営農を行わないようです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

12 番 申請地の大部分の区域で作物の栽培が行われませんが、営農型太陽光発電事業の一時転用許可の要件に設備が設置されない区域の営農に関する基準等がありますか。

事務局 発電設備下部以外の区域の営農に関し、国県から基準等は示されていません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい

て」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、田1筆及び畑1筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番及川正義委員、21番加瀬安男委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。
あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番及川正義委員、21番加瀬

安男委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が3件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	平成30年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第5号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成31年2月8日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。